

今年度から
各支所で「集落支援員」が活動しています

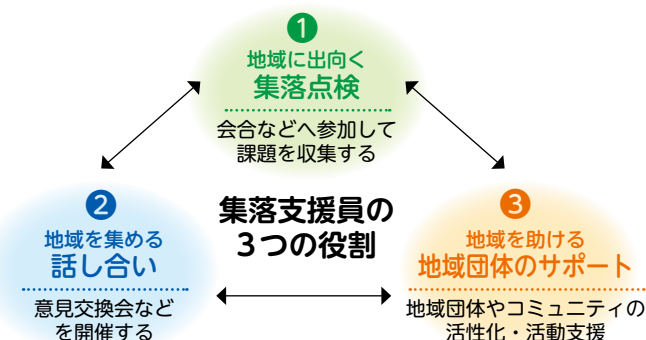
地域戦略課 73-3011

集落支援員とは

集落支援員は、地域を巡回しながら市民の皆さんの声を聞き、地域の困りごとや課題の解決に向けて、市民と行政をつなぐ役割を担っています。

「地域でこんなことに困っている」「地域で何か始めたい」「どこに相談すればいいかわからない」など、気になることがあれば、各支所の集落支援員へ気軽にご相談ください。

※高瀬地区の集落支援員は、地域戦略課で活動しています。



自治会管理ごみステーションで
金属ごみ・有害ごみを収集します

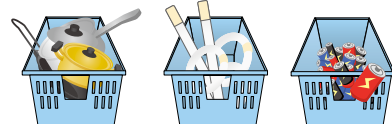
環境衛生課 73-3007

収集日 9月30日(水) 午前8時まで
※粟島・志々島は9月25日(金)

収集品目 ① 乾電池 ※充電式電池の回収は行いません。
② 蛍光灯・電球(LEDを含む)
③ 水銀体温計・水銀温度計
④ 使い捨てライター
⑤ 金属ごみ(やかん、鍋、フライパン、傘の骨など)
※5つの品目に分けて、キャリアに入れて出してください。



◀今後の日程などはこちらから



注意事項 ・50cm以上のものは、粗大ごみとして処分してください。
・傘は、骨以外のビニールや布を取り除いてください。
・事務所や商店、農業など事業活動に伴うごみは回収できません。
・9月30日(水)は、詫間町でのプラスチック製容器包装の回収はありません。

※市役所・各支所の持込場所でも、毎月2回収集しています。(第2・4日曜の午前7～9時)

野外焼却(野焼き)は法律で禁止されています

環境衛生課 73-3007

家庭ごみや剪定くずなどの焼却により、「煙で窓が開けられない」「洗濯物に臭いが付く」「体調が悪化する」などの苦情が寄せられています。ダイオキシン類の有害物質で健康に悪影響を与えるだけでなく、火災となり、消防や警察が出動する案件も増えています。

家庭から発生したごみは、指定日に正しく分別して出してください。

例外 稲・麦わら焼き、焼き畑、あぜの草や伐採した下枝の焼却、漁網にかかったごみの焼却、キャンプファイヤーなどの木くずの焼却 など
※例外的な場合でも、少量の焼却を心掛け、風向きや時間帯など周辺地域の生活環境に十分配慮してください。

野焼きとは

- ・ドラム缶などを使用しでの焼却
- ・ブロックで囲んだ焼却 など



林野火災警報発令中には、例外も含め、全ての野外焼却を行わないでください。

10月から
国民年金保険料の育児免除制度が始まります

市民課 73-3005
善通寺年金事務所
0877-62-1662

国民年金保険料の育児免除制度が始まります

育児期間中の経済的な支援措置として、子どもが1歳になるまで、保険料の納付を免除される制度が新たに始まります。子どもを育てている人は、申請することで、所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。
※将来の年金額は、納付した場合と同じように反映されます。

対象 子ども(実子・養子)を育てている国民年金第1号被保険者(父母・養父母)
期間 子どもが1歳になる誕生日の前月まで
受付開始 10月1日(木)から



▲電子申請はマイナポータルから

国民年金の任意加入制度があります

老齢基礎年金の受給資格を満たしていない人や満額受給できない人は、60歳を過ぎても任意加入できます。

加入条件 次の全てを満たす人

- ・国内に住所を有する60歳以上65歳未満
- ・繰り上げ支給を受けていない
- ・保険料の納付月数が480月未満
- ・厚生年金保険や共済組合などに加入していない
- ※受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の人、外国に居住する20歳以上65歳未満の人加入できます。

申請方法

次のものを持って、市民課、各支所または年金事務所まで手続きをしてください。

- ・基礎年金番号が分かる書類
- ・金融機関届出印
- ・引落口座が確認できるもの(通帳など)
- ・本人確認ができるもの

社会保険労務士による
無料出張年金相談

時 9月9日(水) 午前10時～午後3時
場 危機管理センター

内 社会保険労務士による年金相談や年金請求、各種手続きの受け付け

持 ・基礎年金番号が分かる書類
・本人確認ができるもの

※代理人の場合は、委任状および代理人の本人確認ができるもの

▶申し込み・問い合わせ
街角の年金相談センター高松
087-811-6020

9・10月は行政相談月間
ご相談ください

総務課
73-3000

毎月、総務大臣が委嘱した行政相談委員による相談所を開設しています。行政に関する困りごとや分からないことがあれば、どんな小さなことでも気軽にご相談ください。



▲行政相談マスコットキャラクター「キクーン」

相談日時

毎月、広報の「お知らせ」ページに掲載しています。※今月は16ページ

相談内容

- ・道路や空き家などで困っていること
- ・相続登記や年金、税金などの身近な手続きについて
- ・福祉サービスの利用方法 など

敬老祝金を贈呈します

長寿介護課 73-3017

多年にわたり、社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いするために、敬老祝金を贈呈します。対象者は、事前に送付している「敬老祝金振込口座申出書」に記入して、長寿介護課まで返送してください。

対象 9月15日時点で市内に1年以上住所を有する人で、
①数え年88歳(昭和14年1月1日～12月31日に生まれた人)
②満100歳以上(昭和2年3月31日以前に生まれた人)

祝金 1万円

支給方法 指定口座へ振り込み

振込日 9月下旬から随時